

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例</p>	<p>県に置く部の変更及び水道局の廃止に伴い、常任委員会の所管事項について、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 常任委員会の所管事項の変更 県に置く部のうち、福祉医療部を福祉保険部に変更すること及び水道局を廃止することに伴い、次の常任委員会の所管事項について、所要の規定の整備を行う。</p> <p>ア 厚生委員会 福祉医療部 → 福祉保険部</p> <p>イ 建設委員会 水道局の削除</p> <p style="text-align: right;">(第2条関係)</p> <p>2 施行期日 令和7年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>